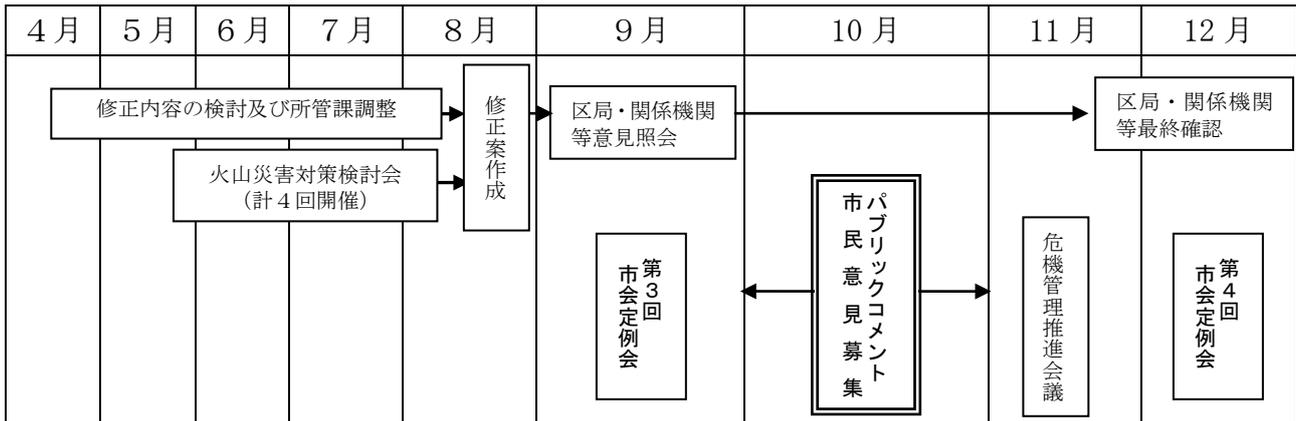


横浜市防災計画（風水害対策編・都市災害対策編）及び横浜市国民保護計画の
市民意見募集等の実施結果について

現在、進めている横浜市防災計画（風水害対策編・都市災害対策編）及び横浜市国民保護計画の修正にあたり、市民意見募集等を実施しましたので、その実施結果を報告いたします。

1 これまでの経過



2 市民意見募集等の実施について

(1) 実施概要

ア 募集期間

平成 25 年 10 月 1 日（火）～平成 25 年 10 月 31 日（木）

イ 意見募集の周知方法

記者発表や市ホームページ等での広報、9月の市・区連会で説明のほか、市民情報センター、区役所総務課等でパンフレットを配布し周知を行いました。

(2) 実施結果

ア 防災計画に対する意見数

応募人数 18 人、33 件

※ 応募者から複数の御意見をいただいているため、意見数と応募人数は一致していません。

イ 国民保護計画に対する意見数

応募人数 5 人、5 件

※ うち 1 件は公序良俗に反する意見内容のため非公表の予定

【参考：意見の計画修正案への規定状況等】

	防災計画に関する意見				国民保護計画 に関する意見 (公表 4 件)	合計
	風水害対策に 関する意見 (9 件)	火山災害対策 に関する意見 (7 件)	都市災害対策 に関する意見 (2 件)	防災全般に 関する意見 (15 件)		
既に計画案に 記載、又は対応 している意見	6 件	5 件	0 件	7 件	3 件	21 件
今後の参考と する意見等	3 件	2 件	2 件	8 件	1 件	16 件

(3) 主な意見と計画修正案への規定状況等

ア 防災計画に対する主な意見

(7) 風水害対策編に対する主な意見

◎ 公的施設を避難場所として活用してほしい

公的施設を避難場所として活用することや、市職員を派遣し必要な措置を講じることについて現行計画で規定しています。

◎ 地下街に分かりやすい避難経路を表示してほしい

従前から、地下街の所有者等は、利用者の円滑な避難のため「避難確保計画」の作成・公表が水防法で義務付けられており、現行計画で規定しています。また、今回の水防法の改正では、「避難確保計画」を作成していない地下街の所有者等に対し、市が必要な指示ができるとされ、修正案でも同様に規定しています。

(イ) 火山災害対策に対する主な意見

◎ 火山災害に対して円滑な対応がとれる体制を構築してほしい

国の検討会の提言や学識経験者の意見等を踏まえ、本市及び関係機関が行うべき対応等を修正案に規定しています。また、計画を実効性あるものとするため、県や隣接自治体と広域的な火山災害対策に関する検討などの取組を進めています。

(ウ) 都市災害対策編に対する主な意見

◎ 原子力災害対策を充実してほしい

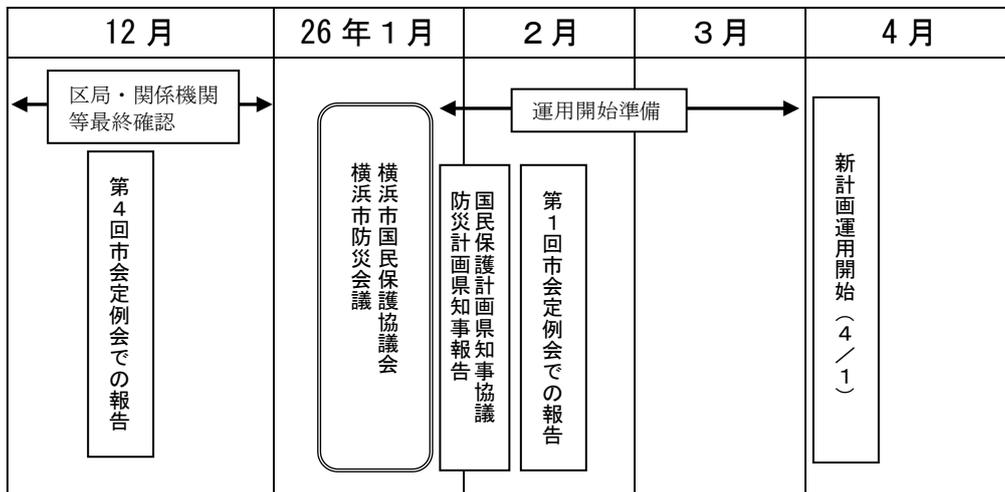
国が新たに策定した原子力災害対策指針などにに基づき、迅速な避難等が行えるよう見直し、修正案に規定しています。今後も、指針などの改正を踏まえ、必要に応じて計画の修正を行います。

イ 国民保護計画に対する主な意見

◎ 縦割りではなく円滑な対応がとれる体制を構築してほしい

24年度に修正した防災計画「震災対策編」との整合を図り、市国民保護対策本部に機能別チームを設置するなどの見直しを行い、庁内横断的に対応できる体制を変更案に規定しています。

3 今後の予定



横浜市防災計画（風水害対策編・都市災害対策編）及び横浜市国民保護計画の修正について

1 防災計画の主な修正内容等

【横浜市防災計画（風水害対策編・都市災害対策編）の修正の視点】

より市民の安全安心を確保するため、次の視点をもって計画の見直しを行い、災害対応力等の強化・充実を図ります。

- ① 災害対策基本法等の関係法令及び国の指針等の改正並びに近年の災害実例等を踏まえた修正
- ② 国の検討会の提言等を踏まえた火山災害対策の規定
- ③ 24年度に修正した横浜市防災計画「震災対策編」との整合

(1) 防災計画「風水害対策編」の修正

ア 修正のポイント

- (7) 水防法の改正内容の反映
事業所等の浸水防止等の取組強化 など
- (4) 気象業務法の改正内容の反映
特別警報の導入
- (ウ) 災害対策基本法等の改正
情報伝達手段等の多様化・多重化、屋内待避等の安全確保に関する措置の導入
- (イ) 火山災害対策の新設
火山灰（降灰）への対策を規定

イ 水防法の改正に伴う浸水想定区域内における事業者等の浸水防止等の取組強化

法改正の主な内容
① 浸水防止措置等の取組を実施する事業所等に大規模工場等を追加（申出があった場合のみ）
② 地下街等に対する浸水防止等の取組に係る義務事項の追加
③ 災害時要援護者施設、大規模工場等に対する努力義務事項の追加



修正概要
① 区から洪水予報等を伝達する事業所等に地下街等、要援護者施設のほか、大規模工場等を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模工場等の用途・規模は条例で規定 ・ 条例の規模等に該当する事業所等は大規模工場として申出ることが可能 ・ 申出を行った事業所等に対しては、防災計画に名称及び所在地を定め、区から洪水予報等を直接伝達することを規定

② 浸水防止計画等の作成、訓練実施及び自衛水防組織の設置を事業者等の措置事項として追加

	地下街等	災害時要援護者施設	大規模工場等 (申出のあった施設のみ)
事業所への措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
事業所の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置
市の実施する措置	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達

※アンダーラインが今回追加されるもの

- ・ 上記の措置事項に加え、各事業者が計画の作成・変更及び自営水防組織の設置・変更を行った場合は、市に報告を実施することを規定
- ・ 市は事業所等の取組に対し、必要な指導等を実施することを規定
- ・ 地下街等の所有者等が計画を作成しない場合、必要な指示を行うこと及び指示に従わない場合はその旨を公表できる旨を規定

ウ 気象業務法の改正に伴う気象等に関する新たな「特別警報」の運用開始

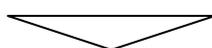
法改正の主な内容	
①	<p>50年に一度の大雨等が予想される時に発表する「特別警報」を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報は、警報の基準をはるかに超え、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表 <p>■ 特別警報の基準に該当する過去の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年7月 九州北部豪雨（死者・行方不明者32人） ・ 昭和34年 伊勢湾台風（死者・行方不明者5千人以上）
②	<p>市町村に対する「特別警報」の周知の措置の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報が発表された場合、市町村長は直ちに公衆等に周知する措置をとることが規定



修正概要	
①	<p>特別警報発表時における本市の配備体制を新たに規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市域を対象とする特別警報が発表された場合、市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、職員の配備・動員等所要の措置をとることを規定
②	<p>市町村に義務付けられた「市民への周知の措置の実施」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報が発表された場合、市はあらゆる手段をもって周知の措置を実施し、合わせて「直ちに命を守る」行動をとるよう広報を行うことを規定

エ 災害対策基本法等の改正に伴う修正

法改正の主な内容	
①	情報伝達・広報手段の多重化・多様化 <ul style="list-style-type: none"> さまざまな状況にある住民に対し、何らかの形で情報を得ることができるよう情報伝達手段の多重化・多様化を図ることが必要
②	状況に応じた適切な安全確保に関する措置の指示 など <ul style="list-style-type: none"> 従来の避難は、屋外への立ち退きによる避難のみ規定 状況によっては屋外への避難を行うことでかえって避難中に被災する場合も 過去の災害の教訓を踏まえ、「屋内での待避等の安全確保措置」が新たに規定 住民の行動としては、主に自宅等の屋内に留まることのほか、近くの建物の2階以上への移動（垂直避難）を想定



修正概要	
①	市民等への情報提供及び広報の手段として、ICT技術等を活用した手段を追加 <ul style="list-style-type: none"> 避難に関する情報などを市民に確実に伝達できるよう、従来の広報手段のほか、ソーシャルネットワーキングサービスや緊急速報メール等を追加 市の情報収集・伝達手段の整備についても多重化・多様化を図り、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備について規定
②	「屋内での待避等の安全確保措置」の指示の発令を明確に規定 など <ul style="list-style-type: none"> 屋外に出るとかえって危険な状況となる場合に実施 避難勧告等と同様、市本部長又は区本部長が指示を発令

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">屋外(避難場所等)への避難指示等</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">避難準備情報</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">避難勧告</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">避難指示</td></tr> </table>	避難準備情報	避難勧告	避難指示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ○既に浸水が始まっている ○夜間で足元が良く見えないなど <u>屋外に出るとかえって危険な場合</u> </div>	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 屋内での待避等の安全確保措置の指示<市長又は区長が発令> ○自宅の安全な場所 ○近隣の2階以上の場所等 へ避難し、身の安全を確保 </div>
避難準備情報					
避難勧告					
避難指示					

オ 防災計画「風水害対策編」への火山災害対策の新設

国の「広域的な火山防災対策に係る検討会」などにおいて、国や自治体を実施すべき事項などについて提言が示され、また、本市においても、富士山等で大規模な噴火が発生した場合は、火山灰による大きな影響が発生することが予想されることから、防災計画へ新たに位置付けます。

なお、今後も、国は、より具体的な検討を進めるとしていることから、その検討結果等が示された場合は、適宜修正を行います。

想定する火山噴火及び主な影響
① 富士山の大規模噴火（1707年宝永噴火をモデル）を想定 <ul style="list-style-type: none">・本市には火山灰の到達が予測・国等が策定した「富士山火山防災マップ」によると、本市域内の火山灰の層厚は10 cm前後・本市全体の降灰量は、約 5,800 万^m
② 多量の降灰により、都市基盤等を中心に大きな影響が発生 <ul style="list-style-type: none">・道路や線路への堆積による交通機関の運行停止や道路の通行止・上下水道施設における水質変化や管路のつまり・電柱等の漏電による停電(湿った火山灰は導電性があるため)・眼や喉の痛みなど健康への影響 など

計画に定める内容

① 噴火や降灰状況等を基準とした災害対策本部等の体制 降灰状況や関係機関等からの情報(噴火警戒レベル、降灰予報等)等を総合的に勘案して、市本部等を設置
② 道路、鉄道、上下水道等の円滑な復旧に向けた対策 早期の市民生活復旧等のため、各施設管理者による事前及び事後の降灰対策を規定
③ 建物・施設等における降灰への対応 所有者・管理者等が除灰を実施 など
④ 火山灰の除去・収集・運搬・処分等の実施 <ul style="list-style-type: none">・宅地からの排出方法、集積場所、運搬手段、処分方法等について規定・仮置き場として、空地・未利用地を利用すること、国等と連携した最終的な処分場の確保などについて規定
⑤ 火山災害への備え等についての広報・啓発の実施 火山灰の影響、除灰方法、ライフライン停止等に備えた備蓄、自動車の運転や外出の自粛、マスク等保護具の活用など
⑥ 関係事業者等との協定締結などの推進 建設・道路関係事業者や他都市等との協定締結などを推進し、除灰のための資機材や人員を確保

※「風水害対策編」に火山災害対策を規定することから、計画名称を、「風水害等対策編」に変更

(2) 防災計画「都市災害対策編」(放射性物質災害対策)の修正

「都市災害対策編」は、豪雨や地震などの自然現象以外で、大規模な火災、爆発、その他の事故により、局地的ではあっても社会的に大きな影響を及ぼす災害への対策について定めています。具体的には、地下街等における大規模な火災、高圧ガスや毒劇物など危険物等の災害、海上、鉄道、航空機等の災害、放射性物質災害、不発弾等の処理などへの対応を定めています。

ア 修正のポイント

今回の修正では、東京電力福島第1原発での事故を受けた、国の「防災基本計画」の修正や「原子力災害対策指針」の策定などを踏まえ、また、本市の放射線対策本部の活動内容等を計画に反映させるため、主に「放射性物質災害対策」について修正を行います。

イ 修正内容

修正理由
① 国が新たに策定した「原子力災害対策指針」等の反映
② 本市が実施した放射線対策本部での活動内容等の反映



修正概要													
① 屋内退避・避難等の防護措置実施の基準・要領等の変更													
<p>《現行》 屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量を実効線量[※]で判断</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><small>ミリシーベルト</small></p> <p>◆屋内退避：10～50 m S v</p> <p>◆避難：<small>ミリシーベルト</small> 50 m S v</p> <p><small>※実効線量：人体が放射線を受けたときの影響を考慮して算出する放射線量</small></p>	<p>《修正案》 国等の緊急時モニタリングの結果などを踏まえた空間放射線量率[※]で判断</p> <p>◆避難(数時間以内)： <small>マイクロシーベルト</small> 500 μ S v/h (0.5 m S v/h) (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</p> <p>◆一時移転(1週間を目途)： <small>マイクロシーベルト</small> 20 μ S v/h (0.02 m S v/h)</p> <p><small>※空間放射線量率：空間に存在する放射線の単位時間あたりの量</small></p> <p><small>※1 mSvは、1,000 μSv</small></p>												
<p>《流れイメージ》 緊急時モニタリング等で 500 μSv/h が検出された場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">現行計画</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">事故発生 (500 μSv/h 検出)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">事故の態様等から、今後の放射線量等を計算・予測</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">一定以上の実効線量と判断される場合は、避難等を判断</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">修正案</td> <td style="text-align: center;">事故発生 (500 μSv/h 検出)</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">直ちに、避難等を判断</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		現行計画	事故発生 (500 μSv/h 検出)	⇒	事故の態様等から、今後の放射線量等を計算・予測	⇒	一定以上の実効線量と判断される場合は、避難等を判断	修正案	事故発生 (500 μSv/h 検出)	⇒	直ちに、避難等を判断		
現行計画	事故発生 (500 μSv/h 検出)	⇒	事故の態様等から、今後の放射線量等を計算・予測	⇒	一定以上の実効線量と判断される場合は、避難等を判断								
修正案	事故発生 (500 μSv/h 検出)	⇒	直ちに、避難等を判断										

② 汚染スクリーニング(汚染検査)及び除染要領等の見直し

国からの指示に基づき、県等が実施する各種のスクリーニング、基準値を超えた場合の除染、医療処置などへの支援及び実施等について、より明確に規定します。

《現行》

仮救護所において、スクリーニング及び除染を実施

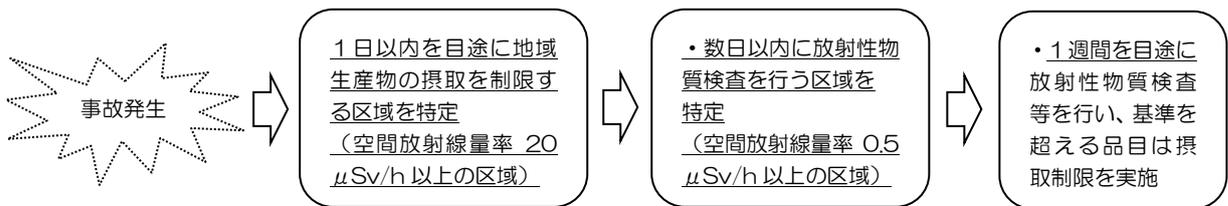


《修正案》

- ◆事故の規模や国からの指示などを踏まえ実施
- ◆主として、避難者を対象
- ◆体表面汚染・甲状腺・物品スクリーニングを実施
- ◆除染は、国の示す基準に基づき実施

③ 飲食物等の摂取制限を行う基準等の明確化

現行計画では、主に汚染飲食物の摂取制限に関する措置内容のみを定めていますが、国の基準、指示を踏まえ、地域生産物の摂取を制限する区域の特定や放射性物質検査の結果等に基づく飲食物の品目ごとの摂取制限等を実施することを新たに規定します。



※アンダーライン部分が今回追加するもの

④ 汚染地域の除染や被災者等への支援など、災害復旧対策(中長期的な対策)の充実 《原子力事業者の措置》

災害を発生させた原子力事業者は、モニタリング、除染等に必要となる資機材や要員の派遣などの措置を講ずる義務があることを明記します。

《健康評価の実施》

被ばくによる健康影響に加え、長期間の避難等による心身の影響も含めた健康評価を必要に応じて実施することを新たに規定します。

⑤ 学校、公園、水道水、食品等の放射線量測定等の強化

応急対策として、大気中の放射線量測定のほか、保育所、幼稚園及び小中学校等の園・校庭、公園、プール、市民利用施設等については放射線量測定を、水道水、農産物等については放射性物質検査を実施することを明確に規定します。

⑥ 「マイクロスポット」への対応

雨水などにより、ごく局所的に空間放射線量が高まる「マイクロスポット」について、放射線量測定や除去などの対応を新たに規定します。

(4) 各計画への防災計画「震災対策編」の修正内容の反映

24年度、全面的な見直しを行った防災計画「震災対策編」の修正内容の反映も行います。
(自助・共助による防災力の強化促進、市災害対策本部の機能強化など)

2 国民保護計画の主な修正内容等

【変更の視点】

より市民の安全安心を確保するため、次の視点をもって計画の見直しを行い、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合の国民保護措置について、強化・充実を図ります。

- ① 国の「国民の保護に関する基本指針」の改正を踏まえた修正
- ② 24年度に修正した横浜市防災計画「震災対策編」との整合

(1) 国民保護計画の概要

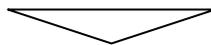
国民保護計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・他の市町村及び関係機関等と連携・協力して、警報の伝達、住民の避難や救援等を迅速・的確に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最少にすることを目的としています。本市では平成18年11月に策定しました。

昨年度の国の「国民の保護に関する基本指針（国の基本指針）」の改正や横浜市防災計画の修正を踏まえた変更をするものです。

(2) 主な変更内容等

ア 国の「国民の保護に関する基本指針」に合わせた変更

「国民の保護に関する基本指針」の主な改正内容
情報通信体制の確保 国の警報等の伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net: エムネット)、全国瞬時警報システム (J-ALERT: Jアラート) が追加



変更概要
警報等の情報伝達手段としてエムネット、Jアラートを計画に明記

※緊急情報ネットワークシステム (Em-Net : エムネット)

国と都道府県・市町村が、行政用専用回線で必要な情報を送受するシステムです。メッセージを迅速・確実に伝達することができます。

全国瞬時警報システム (J-ALERT: Jアラート)

弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、総務省消防庁から人工衛星を用いて瞬時に送信されるシステムです。

イ 防災計画「震災対策編」の修正内容の反映

防災計画「震災対策編」の修正内容の反映

平成 24 年度、全面的な見直しを行った防災計画「震災対策編」の修正内容の反映も行います。



変更概要

- ・市対策本部に複数局を統合した、本部運営チーム、医療調整チーム及び物資チームなどの 17 の機能別チームを新設
- ・広報手段の追加（緊急速報メール、インターネット等） など

3 今後のスケジュール

